「茨城県2023年台風第13号に係る災害義援金」募集要綱 (第1版)

社会福祉法人茨城県共同募金会

1 趣旨

9月8日の台風第13号により県内各地で人的被害や家屋の浸水等の被害が発生し、県下3市(日立市、高萩市、北茨城市)に災害救助法が適用されました。

茨城県共同募金会(以下「本会」という)は、この災害で被害を受けられた 方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

茨城県2023年台風第13号に係る災害義援金

3 受付期間

令和5年9月13日(水)から令和5年12月31日(日)まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	名義等
常陽銀行	本店 (004)	普通預金 3913371	社会福祉法人茨城県共同募金会
筑波銀行	県庁支店 (060)	普通預金 1210730	台風13号災害義援金
ゆうちょ銀行	00190-6-792916		茨城県共募台風第13号災害 義援金

- ※ 常陽銀行については、同行の本支店の窓口・アクセスジェイ及び ATM から当該口座への振込手 数料は無料となります。なお、時間外の ATM 及びアクセスジェイ以外のネットバンキングによる 振込みは手数料がかかる場合があります。
- ※ 筑波銀行については、同行の本支店の窓口からの振込手数料は無料となります。
- ※ 常陽銀行・筑波銀行については、振込みの際「イバラキケンキョウドウボキンカイ」と省略する ことができます。
- ※ ゆうちょ銀行について、ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除 されます。
- ※ 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかります。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は, 茨城県へ拠出し, 茨城県が設置する義援金配 分委員会で配分を決定し, 被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を 添えてご提出ください。

なお,本会発行の領収書が必要な場合は本会へご連絡ください。後日領収 書を送付いたします。

(要綱、領収書発行依頼書は本会ホームページからも取得できます)

(該当する税制優遇措置)

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定 する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314号の7第1項第1号 に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は、令和5年9月13日施行です。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人茨城県共同募金会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町 1918 番地 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 (茨城県総合福祉会館) 2 階

TEL029-241-1037 / FAX029-244-1993

E-mail <u>iba-cc@atlas.plala.or.jp</u>

URL: https://www.akaihane-ibaraki.jp